



# 島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第30号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則	（農林水産総務課）	2
島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則	（水 産 課）	2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第14号）

- 1 規則の概要  
引用する条項の整理（第1条・様式第2号関係）
- 2 施行期日  
平成29年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第15号）

- 1 規則の概要  
新規漁業着業支援運転資金及び長期漁船建造資金に係る融資利率を改めることとした。（別表関係）
- 2 施行期日  
平成29年4月1日から施行することとした。

---

**規 則**

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第14号**

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農林水産業協同組合等検査規則（平成18年島根県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び様式第2号表面中「第11条第2項」を「第62条第2項」に、「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

---

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第15号**

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成12年島根県規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表新規漁業着業支援運転資金の項中「2.15パーセント」を「2.05パーセント」に改め、同表長期漁船建造資金の項中「1.2パーセント」を「0.7パーセント」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の知事の認定に係る融資について適用し、同日前の知事の認定に係る融資については、なお従前の例による。